新型コロナ対策の経営とくらしを守る主要な支援制度

2020.4.30　現在の内容　NPO 神奈川県不動産コンサルティング協会

経営とくらしを守る主要な支援制度をまとめました。対応して相談の参考になる資料もまとめました。多くは実施機関から発表されている内容で、日々状況が変わりますので、最新はネットからとってください。

経営とくらしを守るためには経営全般を見て、出るお金をおさえ、入るお金を広げることです。そのためには出るお金では税金や社会保険料の支払いの猶予や減免制度の活用、入るお金では「返すのが心配」と借金と借り入れについて慎重な意見もありますが、当面を乗り切るためには必要な場合もあります。また、借り入れでは借り換えをして、据え置きや返済期間を延ばして、当面の出るお金を少なくすることも対策としてあげられます。スナックの経営ではカラオケ著作権の減免は出るお金を少なくする一つの手立てです。

経営とくらし全般の対策をとるために参考にしてください。

役員のみなさんへ、コロナ対策で接触が難しい状況ですが、電話などで不明な点などの情報交換を行いましょう。参考になるような資料です。ぜひ、活用してください。

なお、新しい情報や変っているところがありましたら、ご連絡ください。

1. 持続化給付金

支援対象　ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少
支援内容　法人は 200 万円、個人事業主は 100 万円
受付期間・方法　持続化給付金ホームページにアクセス 5 月 1 日から
実施機関　連絡先　0570-783183 中小企業　金融・支給金窓口(経済産業省)

2. 神奈川県コロナ感染防止協力金

実施対象　県の休業要請に応じて休業した事業者または県の夜間営業時間の短縮の要請に応じて夜間営業時間の短縮を行なった事業者
支援内容　休業した場合
　1 事業者 10 万円
　賃借している事業所が　1 カ所の場合+10 万円、2 か所の場合+20 万円
夜間営業の短縮した場合
　1 事業所 10 万円
受付期間・方法　4 月 24 日～6 月 1 日　郵送または電子申請
実施機関　連絡先　045-285-0536 新型コロナウイルス感染症コールセンター(神奈川県)

3. 新型コロナウイルス感染症特別貸付と利子補給

支援対象最近の売上が前年または全前年の同月比で 5%以上減少している事業者
支援内容限度額 6000 万円　返済期間　設備 20 年、運転 15 年うち据置期間 5 年間、

利率(年)　　3000 万円以内(当初 3 年間 1.36%-0.9%→0.46%、3 年以降は 1.36%)
3000 万円超 6000 万円(1.36%)
※3000 万円以内の場合、売上が 20%以上減少した中小企業、15%以上落ちた法人の小規模企業、要件なしで個人の小規模事業者に 0.46%分の利子補給

実施機関　　日本政策金融公庫

4. 新型コロナウイルス関連融資

① 最近 1 カ月の売上高が前年同期より 15%以上減少している方(危機関連保証別枠)
- 危機関連保証の認定を自治体から受けること
- 返済期間 10 年以内(据置期間 2 年以内)
- 利率　2 年以内 1.2%、5 年以内 1.4%、10 年以内 1.6%
- 県信用保証協会の 100%保証、保証率 0%

② 最近 1 カ月の売上高が前年同期より 20%以上減少している方(セーフティーネット保証 4 号)
- セーフティーネット保証 4 号の認定を自治体から受けること
- 返済期間　運転 10 年以内、設備 15 年以内(据置期間 1 年以内)
- 利率　2 年以内 1.2%、5 年以内 1.4%、15 年以内 1.6%
- 県信用保証協会の 100%保証、保証率 0.60%

③ 最近 1 カ月の売上高が前年同期より 5%以上(15%未満)減少している方(セーフティーネット保証 5 号)
- 指定業種に属する事業をおこない、セーフティーネット保証 5 号の認定を自治体から受けること
- 返済期間　10 年以内(据置期間 1 年以内)
- 利率　5 年以内 1.6%、10 年以内 1.8%
- 県信用保証協会の 80%保証、保証率 0.41%

5. 雇用調整助成金の特例を拡充

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練又は出向を行ない、労働者の雇用の維持を図った場合に、手当、賃金の一部を助成する制度です。新型コロナウイルス感染症の影響で 2020 年 4 月から 6 月の間の 1 か月の昨年同月比で 5%以上減少している事業所を対象に助成します。

- 助成率　中小企業　5 分の 4、解雇をしていない場合　10 分の 9、教育訓練　2400 円
- 雇用保険被保険者でない方を休業させる場合も助成率は同じ

6. 緊急小口資金

実施対象　　コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸し付けを必要とする世帯

支援内容　　貸付上限 20 万円以内　据え置き期間 1 年以内、償還期限 2 年以内、無利子

実施機関　　お住まいの市区町村の社会福祉協議会、労働金庫、郵送による申し込みも可能

7. 総合支援資金(生活支援費)

実施対象　　コロナの影響を受け、収入の減少や失業等により生活を困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯

支援内容　　貸付上限 2 人以上世帯月 20 万円以内、単身世帯月 15 万円以内(貸付期間原則 3 ヶ月)
据え置き期間 1 年以内、償還期限 10 年以内、無利子

実施機関　　お住まいの市区町村の社会福祉協議会、労働金庫、郵送による申し込みも可能

8. 納税を猶予する特例制度

実施対象　　ひと月の売上が前年同月比と比べて概ね 20%以上減少している方で納税が困難な方

支援内容　　2021 年 1 月 31 日までに納期が到来する所得税、法人税、消費税の納付を 1 年間猶予します。

実施機関　　納税する税務署にお問い合わせください。

※ 住民税、社会保険料、国民健康保険料の納税・納付も同様の措置がとられています。自治体の税務課や国保課、年金事務所にお問い合わせください。

9. 住居確保給付金

支援対象　　就労能力のある離職者方で、住居を喪失または喪失する恐れのある方

支援内容　　支給額　1 人世帯 41,000 円、2 人世帯 49,000 円、3～5 人世帯 53,000 円など(支給期間は 3 ヶ月)、大家さんに代理納付します。

受付窓口　　各自治体にお問い合わせください。

※ ハローワークに求職活動をしていることが必要です。

10. 法人税・法人の消費税などの申告・納付期限の延長

コロナ感染はもとより在宅勤務や外出を控えている方がいるなど、コロナ感染症の影響を受け、期限までに申告・納税が困難な場合には、個別に申告・納税期限の延長が認められます。

11. 固定資産税・都市計画税の軽減

中小業者が負担する全ての設備や建物などの固定資産税と都市計画税について、2020 年 2～10 月の任意の 3 ヶ月以上の売上が前年同期比 30%以上減少した場合は 2 分の 1 に軽減し、50%以上減少した場合は全額免除されます。

12. 酒類の持ち帰り用販売をしたい料飲業者への免許付与

飲食店は酒類を持ち帰り販売できませんが、コロナの影響で売上が激減する状況下で、店にある在庫の酒類を販売するため、酒類小売免許の取得の申請手続きを簡素化し、免許処理を迅速化します。
申請期限は 2020 年 6 月 30 日まで、免許付与から 6 か月間の期限。申し込みは税務署へ

13. 国民健康保険、後期高齢者医療保健にも傷病手当がつきました

傷病手当金とは? 病気やけがの療養のため働けなくなり休んでいる間に受け取れる手当金です。今まで、国民健康保険や公庫高齢者医療保健の加入者に対して傷病手当はありませんでしたが、新型コロナウイルス感染症により働けなくなった場合、被用者(白色申告者の専従者も含む給与所得者)は傷病手当を受け取れる対象になりました。
保険者である市町村で条例改正が必要ですが、市町村長による専決処分が認められており、改善されていない自治体に改善を働きかけることが必要です。
残念ながら事業主は対象になっていません。
1 日当たりの支給額は直近 3 か月間の給与の平均の 3 分の 2 になります。日額が 30,887 円を超える場合はその金額になります。

14. 国民健康保険料の減免について

4 月 8 日に厚生労働省は新型コロナウイルス感染症の影響で一定程度収入が下がった方々に対して、国民健康保険料と国民年金保険料の減免を行なう財政支援を発表しました。各自治体が準備を急いでいます。各自治体にお問い合わせください。

15. カラオケ著作権料の減免について

日本音楽著作権協会(ジャスラック)は新型コロナウイルス感染症の影響で休業せざる得ないスナックなどの著作権使用料を減免することを表明しました。詳しくはジャスラックのホームページから申請手続きを行なってください。